

令和7年度通信教育講座実施要領

1 目的

職員の自己啓発を推進するため、行政事務執行の参考となる通信教育講座の受講機会を提供し、その経費の一部を助成する。

2 受講対象者

県職員及び市町村職員（教員、警察官及び非常勤職員を除く。）

3 受講講座

取扱機関への受講申込前に青森県総務部人事課へ申請を行い、下記5（3）の条件に合致し、承認を得た通信教育講座

4 受講方法

受講方法は、「**グループ受講**」又は「**個人受講**」とする。

なお、年度内に受講できるのは、グループ受講・個人受講に関わらず、一人1講座のみとする。

（1）**グループ受講** 3名以上で同一講座に申し込み、全員が修了した場合

（2）**個人受講** グループ受講以外の申し込みの場合

5 受講手続

（1）申請書の受付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年5月7日（水）まで

（2）申請時の提出書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 受講希望講座名、取扱機関、受講期間及び受講料が確認できる資料

（3）申請の承認条件

- ① 取扱機関へ受講を申し込む前に青森県総務部人事課に申請書を提出すること。なお、受講承認日以前に受講を開始した講座は対象としないことに留意すること。
- ② 受講希望講座の講座名、受講期間及び修了状況を確認できる取扱機関発行の証明書等を提出できること。（取扱機関が発行する修了証など）
- ③ 受講希望講座が今後の業務に活かせるものであること。
- ④ 令和8年1月末日までに修了できる講座であること。

なお、申請が多数となった場合は、受講希望講座の今後の行政事務執行への活用程度等を勘案し、青森県総務部人事課が予算の範囲内で、受講対象者を決定する。

（4）受講の開始

青森県総務部人事課からの受講決定通知を受領した後、**職員本人が各取扱機関へ申し込み**、受講を開始する。

(5) 受講者の経費負担

次の経費は、受講者の負担とする。

- ① 受講料及びその払込みに要する経費
- ② レポート等の郵送に要する経費

(6) 助成金の支給

青森県総務部人事課は通信教育講座を修了した受講者に対し、次のとおり助成金を支給する。

- ① **支給対象は令和8年1月末日までに修了した受講者**とする。修了の確認は受講者本人あてに発行される受講期間及び修了状況の確認できる書類の原本（修了書等）で行うので、修了した場合は速やかに、助成金の支払時に使用する相手方登録入力票（様式2）とともに、青森県総務部人事課へ提出する。原本確認後、修了証等修了状況の確認できる書類は返却する。
- ② 助成金の額は次のとおりとする。
 - ア 「**グループ受講**（3名以上で同一講座に申し込み、全員が修了）」の修了者には、各人に対して**1人につき受講料の7割（百円未満切り捨て）を限度（上限 35,000 円）に助成**する。
グループ受講のうち1人でも修了できなかった場合は、同一グループの修了者については、受講料の5割（百円未満切り捨て）を限度（上限 25,000 円）に助成。
 - イ 「**個人受講**」の修了者には、**1講座につき受講料の5割（百円未満切り捨て）を限度（上限 25,000 円）に助成**する。
- ③ 助成金の支給は口座振込により行い、支給の時期は3月下旬頃となる。

(7) 申請書の提出方法及び提出先

県職員は、直接、電子メールにより、下記の提出先へ提出する。

市町村職員は、各市町村の研修担当課へ提出し、研修担当課が確認及びとりまとめの上、電子メールにより、下記の提出先に提出する。

- ① 提出先
青森県総務部人事課研修・育成グループ（jichiken_k@pref.aomori.lg.jp）
- ② 様式等
県庁ホームページ内「青森県自治研修所ホームページ」に掲載
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/jinji/jitiken-top2.html>